

移動等円滑化取組報告書（乗合バス車両）

（令和元年度）

住 所

東京都八王子市明神町3丁目1番7号

事業者名 西東京バス株式会社

代表者名（役職名及び氏名）

代表取締役社長 井上晋一

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

(1) 移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 乗合バス車両を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる乗合バス車両	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
288台	2020年3月末時点のノンステップバス導入状況は、乗合バス288台（一般路線273、高速10、空港連絡5）中265台に導入され、適用除外車両15台を除いた導入率は97.1%となっている。	車両の更新時に全車両をノンステップバスに導入する予定

② 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
高齢者、障害者の介助・案内	当社で一番利用者の多いJR八王子駅及び京王八王子駅バスターミナルにおいては、常時、案内係員を自主費用で配置し、高齢者、障害者等への案内誘導を行う。	案内係の対応は分かり易いと好評であるので毎日実施した。

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
情報提供	バス車内での受傷事故を防止するため、乗降方法、着席方法等を車内放送やポスターを掲示しあらゆる機会を通し広報し、JR八王子駅バス乗り場では、ご利用の方にパンフレットを直接手渡ししながら車内転倒防止のお願いをする。	春、秋の全国交通安全運動及び年末年始

④ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
教育訓練	乗務員を対象とした、高齢者、障害者の方の乗降支援に関するマニュアルを基に研修会を開催する。	毎月入社した運転者に対して教養を行った。

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

利用者も多い停留所157箇所を上屋とベンチを設置している。(2020年3月末)バス停の上屋は、今後も設置場所や利用実態を勘案して設置を検討していく。
--

(3) その他

--

II 乗合バス車両の移動等円滑化の達成状況

(2020年3月31日現在)

	総車 両数	公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数							公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両数					
		計	ノンステップ バスの車両数	ワンステップ バスの車両数	その他の車両数			計	基準適用除外認定車両数			その他の車両数		
					計	スロープ板を備 えたもの	リフト を備えたもの		計	うちス ロープ板 を備えた もの	うちリ フトを 備えた もの	計	うちス ロープ板 を備えた もの	うちリ フトを 備えた もの
前年度車 両数	289	276	268	8	0	0	0	13	13	0	0	0	0	0
年度内に 供用を開 始した車 両数	15	12	12	0	0	0	0	3	3	0	0	0	0	0
年度内に 供用を廃 止した車 両数	16	15	15	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0
年度末車 両数	288	273	265	8	0	0	0	15	15	0	0	0	0	0

III 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

(1) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が1000万人以上である。	
(2) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が100万人以上1000万人未満であり、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	

(第6号様式)

- 注1. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合している車両の合計数を記入すること。
2. ノンステップバスの車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合しているノンステップバス車両の合計数を記入すること。
3. ワンステップバスの車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合しているワンステップバス車両の合計数を記入すること。
4. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数のうちその他の車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令に適合している車両のうち2及び3に該当しない車両の合計数のほか、公共交通移動等円滑化基準省令第37条第2項第2号の基準に適合するスロープ板その他の車椅子使用者の乗降を円滑にする設備について、スロープ板を備えたもの、リフトを備えたものの別にその車両数を記入すること。
5. 基準適用除外認定車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第43条第1項の認定を受けている車両の合計数のほか、そのうちスロープ板を備えているものの車両数、リフトを備えているものの車両数を記入すること。
6. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両数のうちその他の車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両のうち5に該当しない車両の合計数のほか、そのうちスロープ板を備えているものの車両数、リフトを備えているものの車両数を記入すること。
7. IIIについては、該当する場合には右の欄に○印を記入すること。
8. 「中小企業者」とは、資本金の額が3億円以下又は従業員数が300人以下である民間事業者を指す。
9. 「大企業者」とは、中小企業者以外の民間事業者を指す。